様式第1号別紙2(第4条関係)

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

1　熊本県及び大津町は、熊本県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

2　熊本県及び大津町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

3　熊本県及び大津町は、移住支援金の返還事由の該当の有無の調査のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。

4　熊本県及び大津町は、移住支援金の返還事由の該当の有無の調査のため、就労状況及び居住状況について、熊本県又は大津町が指定する書類の提出を交付申請者に求める場合があります。